

藤沢市事務分掌条例の一部改正について
藤沢市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

2013年（平成25年）2月18日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

藤沢市事務分掌条例（昭和59年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長室の項を削り、同表総務部の項中7を削り、6を7とし、5を削り、4を6とし、3を5とし、5の前に次のように加える。

4 議会及び他の執行機関との連絡調整に関する事。

第2条の表総務部の項中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 行政改革の推進に関する事。

第2条の表総務部の項8を次のように改める。

8 防災危機管理対策の総括に関する事。

第2条の表経営企画部の項を次のように改める。

企画政策部	1 市の総合施策に関する事。 2 公共施設の再整備に関する事。 3 秘書に関する事。 4 広報に関する事。 5 人権施策及び男女共同参画の推進に関する事。 6 平和事業及び国際交流に関する事。
-------	---

第2条の表財務部の項に次のように加える。

4 検査の総括に関する事。

第2条の表市民自治部の項中2を削り、3を2とし、2の次に次のように加える。

3 戸籍及び住民記録に関する事。

第2条の表市民自治部の項8を次のように改める。

8 防犯及び交通安全に関すること。

第2条の表市民自治部の項9を削り，同表中

保健福祉部	1 保健衛生に関すること。 2 社会保障に関すること。 3 社会福祉に関すること。
-------	---

を

生涯学習部	生涯学習推進の総括に関すること。
福祉部	1 社会保障に関すること。 2 社会福祉に関すること。
保健医療部	1 保健衛生に関すること。 2 保健医療及び健康増進に関すること。 3 医療保険及び国民年金に関すること。

に，

「こども青少年部」を「子ども青少年部」に改め，同表経済部の項3を削り，同表中「まちづくり推進部」を「都市整備部」に改め，同表土木部の項1中「交通安全」を「道路交通施設」に改める。

附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，平成25年度組織改正に伴い，部の名称及び所掌事務の変更等，所要の改正をする必要による。